

### 3. 騒音・振動

#### (1) 環境基準について

騒音の環境基準（H10.9.30 環境庁告示第64号、H24.4.2 八王子市告示第75号）

（この基準は航空機騒音、鉄道騒音および建設騒音には適用しない。）

（単位：デシベル）

地域累計	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先、水面	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

この場合において、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ透過する基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）等を表す。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2車線以下の車線を有する道路      15メートル
- ・ 2車線を超える車線を有する道路      20メートル

(2) 要請限度について

①騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	当てはめ区域	車線等	時間の区分	
			昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)
a区域	第1種低層住居専用地域	1車線	65	55
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	70	65
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	近接区域	75	70
b区域	第1種住居地域	1車線	65	55
	第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	2車線以上 近接区域	75	70
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70
記事	<p>・車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。</p> <p>・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県および4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15m、2車線を越える車線を有する道路は20mの範囲とする。</p>			

②振動規制法の道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	あてはめ区域	昼間		夜間
		8時	19時	8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	65		60
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	8時	20時	8時
		70		65
第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。				

(3) 道路交通騒音等調査結果表

道路名 (通称道路名)	測定地点  測定期間	用途地域	車線数	騒音の要請限度 上欄は要請限度 中欄は測定結果 下欄は限度オーバー●		振動の要請限度 上欄は要請限度 中欄は測定結果 下欄は限度オーバー●		交通量(騒音基準用) 昼間6時~22時、夜間22時~6時 上欄は台/10分平均、下欄は時間帯値		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	24時間
国道16号 (八王子バイパス)	八王子市大谷町355-1先 平成26年12月8日~12月9日	準住居地域	6	75	70	65	60	316	116	249
				73	72	52	51	30,330	5,544	35,874
					●					
主要地方道32号線 八王子五日市線 (秋川街道)	八王子市中野上町1-32-19先 平成26年12月8日~12月9日	近隣商業地域	2	75	70	70	65	115	31	87
				70	67	40	37	11,010	1,494	12,504
主要地方道47号線 八王子町田線 (町田街道)	八王子市狭間町1737先 平成26年12月8日~12月9日	第二種中高層 住居専用地域	2	75	70	65	60	183	40	135
				66	62	49	39	17,568	1,914	19,482
主要地方道59号線 八王子武蔵村山線	八王子市石川町2065先 平成26年12月8日~12月9日	準住居地域	2	75	70	65	60	177	42	132
				70	67	40	37	16,968	2,028	18,996
一般都道521号線 上野原八王子線 (陣馬街道)	八王子市西寺方町712先 平成26年12月8日~12月9日	第二種中高層 住居専用地域	2	75	70	65	60	158	26	114
				68	61	21	18	15,120	1,254	16,374
八王子幹線一級17号線 (国道20号バイパス)	八王子市元本郷町1-3-9先 平成26年12月8日~12月9日	近隣商業地域	4	75	70	70	65	228	53	169
				72	68	45	42	21,846	2,556	24,402

(4) 道路交通騒音等調査の交通量調査結果

道路名 測定地点 測定期間	時間 区分	時間帯別、車種別交通量 (台)				大型車 混入率 (%)	1日あ たりの 大型車 混入率 (%)
		大型	小型	二輪	合計		
国道 16 号 (八王子バイパス) 八王子市大谷町 355-1 先 平成 26 年 12 月 8 日~12 月 9 日	昼間	7,488	22,302	540	30,330	25.1	29.3
	夜間	2,862	2,646	36	5,544	52.0	
主要地方道 32 号線 (秋川街道) 八王子市中野上町 1-32-19 先 平成 26 年 12 月 8 日~12 月 9 日	昼間	1,146	9,300	564	11,010	11.0	11.2
	夜間	174	1,188	132	1,494	12.8	
主要地方道 47 号線 (町田街道) 八王子市狭間町 1737 先 平成 26 年 12 月 8 日~12 月 9 日	昼間	3,006	13,878	684	17,568	17.8	18.7
	夜間	492	1,338	84	1,914	26.9	
主要地方道 59 号線 : 八王子武蔵村山線 八王子市石川町 2065 先 平成 26 年 12 月 8 日~12 月 9 日	昼間	2,556	13,788	624	16,968	15.6	16.6
	夜間	480	1,476	72	2,028	24.5	
一般都道 521 号線 (陣馬街道) 八王子市西寺方町 712 先 平成 26 年 12 月 8 日~12 月 9 日	昼間	1,662	12,738	720	15,120	11.5	11.7
	夜間	162	996	96	1,254	14.0	
八王子幹線一級 17 号線 (国道 20 号バイパス) 八王子市元本郷町 1-3-9 先 平成 26 年 12 月 8 日~12 月 9 日	昼間	2,328	18,708	810	21,846	11.1	11.9
	夜間	468	1,950	138	2,556	19.4	
1日あたりの大型車混入率の全地点平均 (%)						22.8	
1日あたり、1地点あたりの平均交通量 (台)						21,272	

※昼間：6時～22時、夜間：22時～6時

## (5) 自動車騒音常時監視結果

路線名	区間距離 (k m)	区間起点住所	区間終点住所	区間 戸数	環境基準達成戸数		環境基準達成状況	
					昼間	夜間	昼間	夜間
中央自動車道富士吉田線	1.9	八王子市・日野市境	大谷町 289	323	277	234	86%	72%
一般国道16号 (八王子バイパス)	0.6	八王子市・町田市境	鎌水 538	1	0	0	0% <sup>(※)</sup>	0% <sup>(※)</sup>
一般国道16号	5.9	北野町 543	八王子市・昭島市境	1349	1053	580	78%	43%
一般国道16号	0.5	八王子市・町田市境	鎌水 1356	8	4	4	50%	50%
一般国道16号	2.5	八幡町 13	左入町 776	913	890	831	97%	91%
一般国道20号	0.8	八王子市・日野市境	高倉町 52	274	274	262	100%	96%
一般国道20号	3.1	高倉町 52	横山町 15	2971	2967	2909	100%	98%
一般国道20号	8.0	東浅川町 1101	八王子市・相模原市境	1219	1212	1185	99%	97%
一般国道468号(圏央道)	3.6	下恩方町 3415	下恩方町 144	6	6	6	100%	100%
府中相模原線	1.4	堀之内 2丁目 9	下柚木 2丁目 9	824	824	824	100%	100%
八王子五日市線	2.4	上川町 1173	八王子市・あきる野市境	100	100	100	100%	100%
八王子あきる野線	0.5	東浅川町 1071	廿里町 1833	71	71	70	100%	99%
山田宮の前線	2.5	美山町 1737	下恩方町 1145	464	464	464	100%	100%
町田平山八王子線	0.5	八王子市・日野市境	大和田町 2丁目 3	232	202	202	87%	87%
下柚木八王子線	3.5	下柚木 2丁目 9	打越町 1129	1293	1292	1293	100%	100%
淵上日野線	2.5	丹木町 3丁目 212	左入町 365	364	282	220	77%	60%
長沼北野線	1.4	長沼町 675	北野町 567	841	802	760	95%	90%
八王子城山線	2.8	八幡町 2	小比企町 1860	1634	1530	1522	94%	93%
全体				12887	12250	11466	95.1%	89.0%

※) 一般国道16号(八王子バイパス)については、区間内の戸数が1戸であり、そこで環境基準を達成できていないことから、達成状況が0%となっている。

(6) 騒音測定結果

①道路交通騒音（常時監視測定によるもの）

打越町測定室：等価騒音レベル (Leq) 測定期間：平成 25 年度						
月	有効測定日数	測定時間	等価騒音レベルが昼間 70dB を超えた日数	等価騒音レベルが夜間 70dB を超えた日数	時間帯平均値	
					昼	夜
	日	時間	日	日	dB	dB
4	30	720	0	0	56.1	51.7
5	31	744	0	0	55.2	51.1
6	30	720	0	0	55.2	51.5
7	29	721	0	0	56.6	51.7
8	31	744	0	0	60.8	53.4
9	30	718	0	0	60.7	56.1
10	31	744	0	0	56.5	54.4
11	30	720	0	0	57.6	52.3
12	31	744	0	0	55.5	52.2
1	31	744	0	0	54.8	51.5
2	28	670	0	0	55.1	50.7
3	31	744	0	0	55.7	52.9
通年	363	8733	0	0	57.2	52.8

②航空機騒音

	調査期間	地域類型	Lden (dB)※1		WECPNL※2		騒音発生回数※3	環境基準※4
			実測値	推定値	実測値	推定値		
石川市民センター (石川町 438)	H25. 6. 7 ~ H25. 6. 20	I	55	57	69	70	17	○
都市づくり公社 (高倉町 49 - 3)	H25. 6. 7 ~ H25. 6. 20	II	53	55	67	69	15	○
大和田市民センター (大和田町 5 - 9 - 1)	H25. 6. 7 ~ H25. 6. 20	I	43	45	56	57	3	○
首都大学東京 (南大沢 1 - 1)	H25. 7. 13 ~ H25. 7. 26	I	47	53	60	65	9	○
石川中学校 (久保山町 2-55)	H25. 6. 6 ~ H25. 6. 19	I	53	54	67	68	14	○

平成 25 年度航空機騒音調査結果報告書（東京都環境局）

\* 石川中学校の測定については市の調査

※1 Lden

各飛行機の騒音を、聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人が受ける騒音エネルギーを基に求める評価指標。環境基準は、平成 25 年 4 月 1 日から Lden を採用している。

※2 WECPNL

航空機の最大騒音レベルと航空機の機数（発生回数）を基に求める評価指標。平成 25 年 3 月 31 日以前に環境基準で採用していた指標。

※3 騒音発生回数

最大値が 70 dB を超えた航空機騒音を集計したもので、1 日平均の値。

※4 環境基準

地域類型 I（専ら住居の用に供される地域）：57 dB 以下

地域類型 II（I 以外の地域であって通常の生活環境を保全する必要がある地域）：62 dB 以下